二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係
　平成二九年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）
三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係
　平成二九年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第六条関係）
四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係
　平成二九年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）
五　関係政令の一部改正関係
　関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。
六　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第六条関係）
七　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

**◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（農林水産省）

1　平成二九年度における特例退職共済年金等の額の算定に用いる再評価率等に関する特例を定めることとした。（第七条の二関係）
2　平成二九年四月から平成三〇年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六八等とすることとした。（第八条の二関係）
3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

**◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（厚生労働省）

1　平成二九年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（第一条の二関係）
2　平成二九年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

**◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二九年度における改定率を、〇・九七八とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

**◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（防衛省）

1　海上自衛隊佐世保地方総監を自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の五号俸の俸給月額を受ける職員として定めることとした。（第四条及び第六条の二〇関係）
2　航空方面隊司令部幕僚長に対する俸給の特別調整額の種別を改めることとした。（別表第三関係）
3　特殊勤務手当のうち国際緊急援助等手当に関し、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員を支給対象に追加することとした。（別表第五関係）
4　准海尉以上の海上自衛官に対して作業帽を無料貸与することとした。（別表第九イ関係）
5　准海尉以上の海上自衛官に無料貸与する作業帽について所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）
6　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

# 政　令

## アルコール健康障害対策基本法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第六十五号**

アルコール健康障害対策基本法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）附則第一条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

アルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

## 行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第六十六号**

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 内閣の機関 | 一、二〇二人 | うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 内閣府 | 一四、〇三〇人 | うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 復興庁 | 二〇二人 | |
| 総務省 | 四、八〇四人 | うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 |
| 法務省 | 五三、一〇七人 | 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八〇六人は、検察庁の職員の定員とする。 |